

各位

会 社 名 トモニホールディングス株式会社
代表者名 取締役社長兼CEO 中村 武
(コード番号 8600 東証プライム)
問合せ先 常務取締役経営企画部長 藤井 仁三
(TEL 087-812-0102)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、令和7年2月10日付「譲渡制限付株式報酬制度の導入検討開始に関するお知らせ」のとおり、役員報酬制度の一部見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入について検討を行ってまいりましたが、本日開催の取締役会において、本制度の導入を決議し、本制度に関する議案を令和7年6月25日開催予定の第15期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入の目的及び条件

(1) 導入の目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）を対象として、株価上昇によるメリットと株価下落によるリスクを株主の皆さまと共有し、これまで以上に株主の皆さまとの価値共有を進め、中長期的な業績向上と企業価値向上へのインセンティブ効果をより一層高めることを目的とする株式報酬制度であります。

(2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入に当たり、本制度に係る報酬を支給することにつき、本株主総会において株主の皆さまのご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、平成27年6月29日開催の第5期定時株主総会において、年額2億5,000万円以内（うち社外取締役分は年額5,000万円以内。なお、役員賞与を含み、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。以下「基本報酬枠」といいます。）とすること、また、これとは別枠で株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額7,000万円以内とすることにつきご承認いただいておりますが、本株主総会では、当該報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆さまにご承認をお願いする予定であります。

なお、本株主総会において本制度に係る議案が承認可決されることを条件に、既に付与済みのものを除き、現行の株式報酬型ストック・オプション制度は廃止することとし、今後、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の新たな発行は行わない予定であります。

2. 本制度の概要

本制度による譲渡制限付株式の付与は、対象取締役に対して金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させて、当社の普通株式の発行又は処分をする方法により行うものといたします。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年間140,000株以内とし、その報酬総額は、現行の基本報酬枠及び株式報酬型ストック・オプションに係る報酬枠とは別枠で年額4,200万円以内といたします（ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合には、上限数はその比率に応じて調整されるものといたします。）。

また、その1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会において決定いたします。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、概ね譲渡制限付株式の交付日から対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任する日までの期間としております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、当社取締役会において決定いたします。

なお、本制度による譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任する日（ただし、退任後 1 か月以内で当社取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 法令、社内規則又は本割当契約の違反その他当該株式を無償取得することが相当である事由として当社取締役会で定める事由に該当した場合、当該株式を当然に無償で取得すること

（ご参考）

当社は、本株主総会において本制度に関する議案が承認可決されることを条件に、当社の子会社である株式会社徳島大正銀行及び株式会社香川銀行の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対しても、当社の対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式報酬を支給する予定であります。

以 上